

議案第 83 号

総社市公民館条例の一部改正について

総社市公民館条例（平成 17 年総社市条例第 109 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

総社市長 片岡聰一

提案理由

総社市昭和公民館日美分館、水内分館及び富山分館の区域を地域の実情に即したものとするため、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 109 号

総社市公民館条例の一部を改正する条例

総社市公民館条例（平成17年総社市条例第109号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																										
<p>(名称、位置及び区域)</p> <p>第2条 本市に設置する公民館の名称、位置及びその区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th><th>区 域</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>総社市昭和公民館 日美分館</td><td>総社市美袋 1915 番地 1</td><td>昭和五つ星学園義務教育 学区のうち美袋、日羽</td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>総社市昭和公民館 水内分館</td><td>総社市原 2167 番地 1</td><td>昭和五つ星学園義務教育 学区のうち原、影、中尾、 種井の一部</td></tr><tr><td>総社市昭和公民館 富山分館</td><td>総社市種井 1856 番地 1</td><td>昭和五つ星学園義務教育 学区のうち種井（総社市 昭和公民館水内分館の区 域を除く。）、延原、宇山、 槁</td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	区 域	略			総社市昭和公民館 日美分館	総社市美袋 1915 番地 1	昭和五つ星学園義務教育 学区のうち美袋、日羽	略			総社市昭和公民館 水内分館	総社市原 2167 番地 1	昭和五つ星学園義務教育 学区のうち原、影、中尾、 種井の一部	総社市昭和公民館 富山分館	総社市種井 1856 番地 1	昭和五つ星学園義務教育 学区のうち種井（総社市 昭和公民館水内分館の区 域を除く。）、延原、宇山、 槁	略			<p>(名称、位置及び区域)</p> <p>第2条 本市に設置する公民館の名称、位置及びその区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th><th>区 域</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>総社市昭和公民館 日美分館</td><td>総社市美袋 1915 番地 1</td><td>昭和五つ星学園義務教育 学区のうち美袋、日羽、<u>宇 山</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>総社市昭和公民館 水内分館</td><td>総社市原 2167 番地 1</td><td>昭和五つ星学園義務教育 学区のうち原、影、中尾</td></tr><tr><td>総社市昭和公民館 富山分館</td><td>総社市種井 1856 番地 1</td><td>昭和五つ星学園義務教育 学区のうち種井、延原、槁</td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	区 域	略			総社市昭和公民館 日美分館	総社市美袋 1915 番地 1	昭和五つ星学園義務教育 学区のうち美袋、日羽、 <u>宇 山</u>	略			総社市昭和公民館 水内分館	総社市原 2167 番地 1	昭和五つ星学園義務教育 学区のうち原、影、中尾	総社市昭和公民館 富山分館	総社市種井 1856 番地 1	昭和五つ星学園義務教育 学区のうち種井、延原、槁	略		
名 称	位 置	区 域																																									
略																																											
総社市昭和公民館 日美分館	総社市美袋 1915 番地 1	昭和五つ星学園義務教育 学区のうち美袋、日羽																																									
略																																											
総社市昭和公民館 水内分館	総社市原 2167 番地 1	昭和五つ星学園義務教育 学区のうち原、影、中尾、 種井の一部																																									
総社市昭和公民館 富山分館	総社市種井 1856 番地 1	昭和五つ星学園義務教育 学区のうち種井（総社市 昭和公民館水内分館の区 域を除く。）、延原、宇山、 槁																																									
略																																											
名 称	位 置	区 域																																									
略																																											
総社市昭和公民館 日美分館	総社市美袋 1915 番地 1	昭和五つ星学園義務教育 学区のうち美袋、日羽、 <u>宇 山</u>																																									
略																																											
総社市昭和公民館 水内分館	総社市原 2167 番地 1	昭和五つ星学園義務教育 学区のうち原、影、中尾																																									
総社市昭和公民館 富山分館	総社市種井 1856 番地 1	昭和五つ星学園義務教育 学区のうち種井、延原、槁																																									
略																																											

改 正 後	改 正 前

附 則
この条例は、令和8年4月1日から施行する。